

「大和市ホームページ」への広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号）及び大和市広告掲載に関する基準（令和6年6月28日決裁）に基づき、大和市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している大和市ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大和市ホームページ 市が管理するWebサイトの総称
- (2) バナー広告 インターネット上で押下することで、広告主の指定するWebサイトに直接リンクさせるための広告画像をいう。

(広告の種類)

第3条 大和市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日を原則とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、別に定める書式を、掲載を希望する月の3月前の1日から2月前の末日までに、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市長が指定する位置とし、広告掲載枠数は、15以内とする。

(広告の規格及び表現)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告は、閲覧機器の画面サイズ等に応じて、上下128ピクセル×左右280ピクセル又は上下80ピクセル×左右175ピクセルのいずれかで表示されるものとする。
- (2) 容量は、300KB以内とする。
- (3) 画像形式は、JPG形式、JPEG形式、PNG形式又はGIF形式（アニメーションGIFおよび透過GIFの使用は不可とする。）とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料（以下「広告料」という。）は、広告掲載希望月数につき、次のとおりとする。

掲載期間	広告料（1枠当たり）
1か月以上6か月以内	月額20,000円
継続7か月以上12か月以内	月額18,000円

(広告掲載の優先順位)

第9条 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は、広告掲載希望月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業者等

(広告掲載期間の延長)

第10条 広告掲載期間中、市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、次に掲げる内容に該当する場合、掲載期間の延長は行わない。

- (1) システム再起動のための一時的な停止
- (2) 保守作業、システム更新作業のための一時的な停止
- (3) 地震、落雷等による一時的な停止
- (4) 掲載できなかった日数が1日未満の場合

2 前項の規定により掲載期間を延長した場合において、掲載する広告の数が第5条に規定する広告掲載枠数を超えたときは、広告掲載枠数を増やし、延長した広告を掲載する。

3 前項の規定において、停止した時間を24で除して得た数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の規定により掲載期間の延長が困難なとき、又は年間掲載するときは、広告料を返還することができる。

5 前項の規定により返還する広告料は、広告料を掲載期間の日数で除した額に、停止した日数で乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の数がある場合は、これを切り捨てる。

6 前項の規定による停止した日数は、停止した時間を24で除して得た数とする。ただし、その数に1未満の数がある場合は、これを切り捨てる。

7 前3項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要領は、令和8年2月4日から施行する。